

社会福祉施設における労働安全衛生活動について

令和6年9月3日

尼崎労働基準監督署
安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働災害について

(1) 労働災害とは

(2) 労働災害発生の仕組み

2. 実施すべき労働安全衛生活動

(1) 社会福祉施設で発生する労働災害

(2) 組織的な安全活動

(3) 腰痛災害

(4) 転倒災害

(5) ご案内

1. 労働災害について

(1) 労働災害とは

定義（労働安全衛生法第2条）

労働者の就業に係る**建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等**により、又は**作業行動**その他**業務に起因**して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

◎一般に、労働者の負傷を防ぐことを「**安全**」、疾病を防ぐことを「**衛生**」と呼ぶ。

◎近年、長時間労働による脳・心臓疾患や仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害が業務上の疾病として注目されつつある。

1. 労働災害について

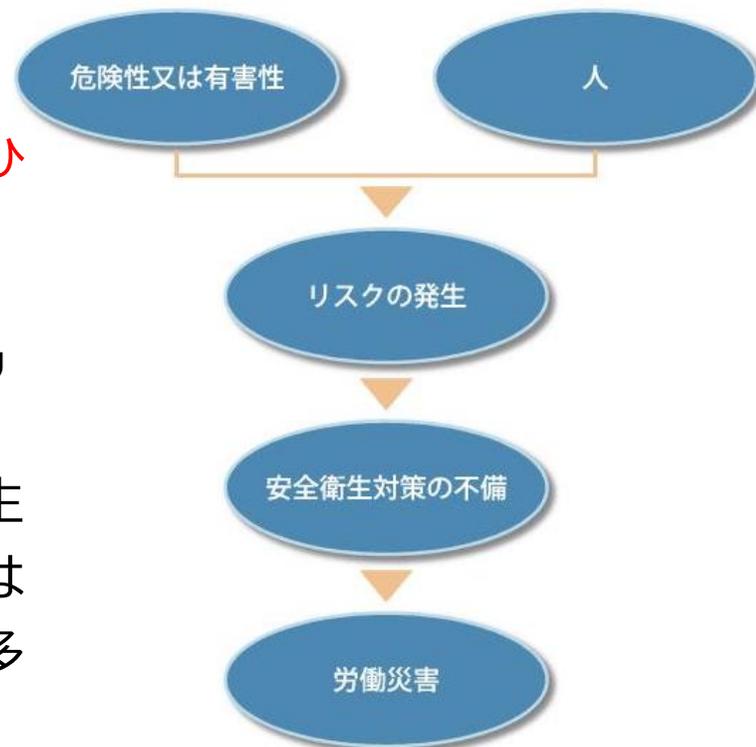
(2) 労働災害発生の仕組み

◎労働災害は、**危険性又は有害性**と**人（作業者）**の両方がある初めて発生する。

◎リスクとは、「**負傷や疾病の発生確率**」と「**ひどさの度合い**」を組み合わせたもの、をいう。

（例：「明日、日本列島が沈没する」というのは、「ひどさの度合い」は大きい、「発生確率」が高いとはさすがに言えないため、リスクは低いといえる）

◎労働災害発生に至るまでの原因となる安全衛生対策の不備は、決して1つの大きいものだけではなく**小さいものが複数ある**ことの方が圧倒的に多い。



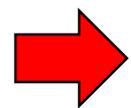
1.労働災害について

(2) 労働災害発生の仕組み

(例) 施設内にある扇風機のコードによる転倒

(原因)

- ・ 扇風機の電源コードが、歩行する床にあったこと。
- ・ 被災者は、足元がよく見えないほどの洗濯物を抱え込んでいたこと
- ・ 被災者は、周辺にいる施設利用者に気をとられ、電源コードに足を引っかけたこと。



施設利用者にも同様の危険がある

労働者の安全対策は施設利用者の安全にも繋がる

2.実施すべき労働安全衛生活動

(1) 社会福祉施設で発生する労働災害

◎尼崎市市内での社会福祉施設における労働災害発生件数は令和6年7月末現在で**21件**（新型コロナ除く）

⇒労働災害発生件数の10.3%（21件／203件）。業種別では、**製造業、運輸交通業に次いで多い。**

◎このうち、**転倒**が9件（42.9%）、**動作の反動（腰痛など）**が6件（28.6%）で**7割程度（71.5%）**を占めている

◎被災労働者の年齢は、61歳以上が5人（23.8%）、41～60歳が9人（42.9%）、40歳以下が8人（33.0%）

⇒高齢者のみならず幅広い年代において労働災害が発生

2.実施すべき労働安全衛生活動

(2) 組織的な安全活動

4S活動とは

◎「整理・整頓・清掃・清潔」のこと。これら4つの頭文字から4S（よんえす）と呼ばれる。

- ・ **整理**：必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くこと
- ・ **整頓**：必要なものを決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくこと。
- ・ **清掃**：ゴミ、ほこり等を取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃し、仕事をやりやすく、問題点がわかるようにすること。
- ・ **清潔**：職場や機械、用具などのごみや汚れをきれいにとって清掃した状態を続けること。作業員自身も身体、服装等を汚れのない状態にしておくこと。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(2) 組織的な安全活動

【具体的対策】

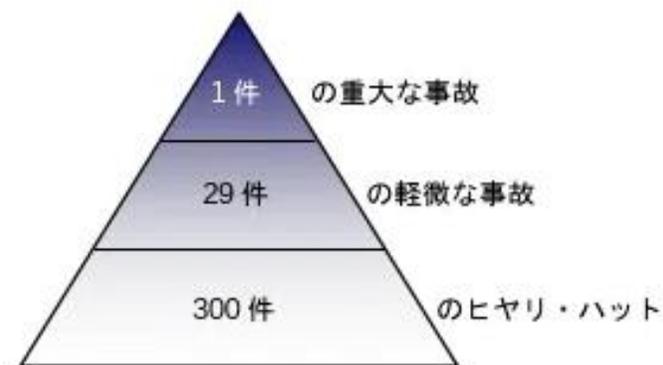
- ・ **整理、整頓、清掃、清潔**を日常的に行うこと
- ・ 施設利用者の目に触れるところはもちろん、バックヤードなど**目に触れにくい箇所**も注意すること
- ・ 雨などによる水や、調理場等の油などにより**滑りやすい箇所**は要注意。滑り防止のために労働者の靴にも配慮すべき
- ・ 床面など、作業によって汚れやすい箇所を決め、**チェックシートを活用し**清掃する。
- ・ 完成形である清潔な作業場の状態を**写真や絵で示す**ことで、作業者に確実に伝わるようにする
- ・ 五感的要因を確認するためにも、**リモートでなく実際に現場を確認する方法**がよい

2.実施すべき労働安全衛生活動

(2) 組織的な安全活動

ヒヤリハットとは

- ・ 事故や災害には至らなかったが、ヒヤッとしたり、ハッとした出来事のことを指す。
- ・ 1件の重大事故の背景には、重大事故に至らなかった軽微な事故が29件、さらにその背景には事故寸前だったヒヤリハットが300件あるといわれている（ハインリッヒの法則）ため、**ヒヤリハットについても適切に把握・対処**することが重要といえる。



2.実施すべき労働安全衛生活動

(2) 組織的な安全活動

【具体的対策】

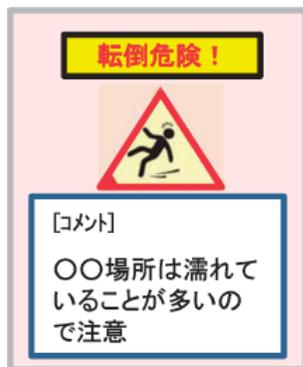
- ・施設利用者に対するものもよいが、**労働者の作業安全**に関しても収集すること
- ・意見箱や共有のExcelシートなどを作成し、労働者からヒヤリハット事案を募集する。
 - ⇒報告内容の細かさより、**まずは労働者からの報告のしやすさを優先**。
 - ⇒労働者が安全衛生に関して自主的に把握し問題意識持つことで、労働者に対する安全衛生の意識向上や、**双方向的な安全衛生対策**がより容易になる。
- ・収集したヒヤリハット事案は、**朝礼や安全衛生委員会で共有**し、KY活動やリスクアセスメントの材料にし、労働者と管理者双方向の立場で対策を検討する。
 - ⇒**本人の不注意、のみで片付けない**。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(2) 組織的な安全活動

【危険の見える化】

- ・ 職場内の危険箇所を可視化すること。
- ・ ヒヤリハット発生箇所や災害発生箇所にステッカー等を貼付し、注意喚起を行う。
- ・ 掲示や可視化は、イラストや色をつけるなど人間工学的に伝わりやすいものが必要です。



2.実施すべき労働安全衛生活動

(3) 腰痛対策

腰痛とは

- ・ 一般的にはぎっくり腰、椎間板ヘルニア等があるが、単に腰部のみでなく、臀部や大腿後面、下腿の内・外側に痛みやしびれ、つっぱり等が広がるものも含む。
- ・ 腰痛の原因は、「**介護対象者の要因**（対象者の体系、意思疎通など）」
「**介護者個人の要因**（筋力、経験年数など）」「**福祉用具の状況**」「**作業姿勢・動作の要因**」「**作業環境の要因**（照度や物の配置など）」などが考えられる。
- ・ 厚生労働省より「**職場における腰痛予防対策指針**」が策定され、平成25年6月に社会福祉施設も適用範囲となった。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(3) 腰痛対策

【管理のポイント】

①作業管理

- ・自動化、省力化

⇒重量物や不自然な姿勢を伴う作業がある場合、台車や補助機器を使うことはできないか検討する

- ・作業標準の策定

⇒作業姿勢、動作、手順、時間などの作業標準を作成する。その際、作業者の特性や技能のレベル、新規設備の導入などを考慮に入れ、適宜見直しを行う

- ・作業の実施体制

⇒作業時間、作業量の設定時は、作業人数、内容、時間、重量等を考慮し、腰に過度の負担がかかる作業は1人ではさせない。

- ・靴、服装など

⇒サンダルやハイヒールなどの安定性に欠けるものは避ける。腰部保護ベルトの導入を検討する。 13

2.実施すべき労働安全衛生活動

(3) 腰痛対策

【管理のポイント】

②作業環境管理

- ・ 温度
 - ⇒寒い場所での作業は腰痛の発生頻度を高めるため注意。
- ・ 照明、作業床面、作業空間や設備の配置
 - ⇒足元や周囲の状況が確認できる状態を保つ。滑りにくい床面にするよう配慮する。

③健康管理

- ・ 健康診断
 - ⇒腰に著しい負担がかかる作業に常時従事させる場合、6か月に1回、腰痛の健康診断を実施
- ・ 腰痛予防体操の実施（ストレッチ等の導入）
- ・ 腰痛による復職者への措置
 - ⇒腰痛は再発する可能性が高いため、産業医等からの意見を聴き、必要な措置をとる

2.実施すべき労働安全衛生活動

(3) 腰痛対策

【具体的対策】

・重量物取り扱い作業

⇒人力のみで作業する場合は、男性は体重の約40%、女性は男性が取り扱う重量の約60%とする。重量はできるだけ明示する。

・立ち作業

⇒1時間に1～2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせる。

・介護、看護作業

⇒人を抱えあげる作業は原則人力では行わせない。福祉用具を使用する。

⇒定期的な巡視、聞き取りを行い、負担や腰痛に対する管理体制を整備。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(3) 腰痛対策

【好事例】

※厚生労働省HPに記載の「腰痛を防ぐ職場の好事例集（67頁／令和5年4月／厚生労働省労働基準局・中央労働災害防止協会）」より抜粋

介護・看護 40 費用の目安 数千円

清掃時の作業姿勢を改善

施設の種別：特定施設入居者生活介護
従業員規模：50人未満

成果
腰への負担が軽減

内容

- 柄の短いほうきから、柄の長いほうきに変更した。
- 前かがみにならずに掃き掃除をすることができるようになった。

きっかけ

- 掃き掃除をするときに前かがみになるため、腰に負担がかかっていた。

介護・看護 59 費用の目安 数万円

業務負担を把握

施設の種別：特定施設入居者生活介護 従業員規模：50人未満

成果
腰への負担が軽減

内容

- 介助の負担が大きい利用者（例：体重が重い利用者、拘縮がある利用者、意思疎通が難しい利用者）を連続して担当しないように、シフトを組むようにした。

きっかけ

- 介助の負担が大きい利用者の介助が連続すると、腰に負担がかかっていた。

業務表 20●●年●●月●●日(●)

時分	夜2	明2	早番2	遅番2
07:00				
		トイレ介助 07:16 (5) 移動介助	07:14 (1) 移動介助 07:05 (1) 服薬介助	
		07:21 (4) 体位変換	07:06 (7) 排泄介助	
		07:25 (5) 移動介助	07:13 (3) 着脱介助	
			07:16 (7) 排泄介助	
			07:23 (5) 移動介助	
			07:28 (3) 移動介助	
			07:31 (1) 居室空調・下膳	
		07:30 (3) トイレ介助	07:32 (4) トイレ介助	

シフト表(例)

2.実施すべき労働安全衛生活動

(4) 転倒対策

転倒とは

- ・人がほぼ同一平面上で転ぶこと、つまずき、または滑りによって倒れること。
なお、階段や斜面等から落ちることは「転落・墜落」といい、転倒と区別。
- ・転倒災害は、**滑り**、**つまずき**、**踏み外し**の3つに大きく分類される
 - 滑り**：床が滑りやすい素材であったこと、床に水や油が飛散していたこと、ビニールや紙等滑りやすい異物が床に落ちていたこと
 - つまずき**：床の凹凸や段差があったこと、床に荷物や商品が放置されていたこと
 - 踏み外し**：大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業を行っていたこと
- ・令和6年1月から7月末までの全産業における労働災害で、**最も多い33.5%**を占める。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(4) 転倒対策

【具体的対策】

① 設備面の対策

- ・床の滑りをできるだけ抑えるために、出入口周辺にゴムマットを敷く。
- ・冬季に屋外作業を行う場所などでは、凍結しにくい材料で作られているマットを設置する。
- ・照度や幅を確認し、通路や階段の視認性を高める。
- ・チェックシートを活用し、危険が潜んでいるかを巡回し確認する。

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

2.実施すべき労働安全衛生活動

(4) 転倒対策

【具体的対策】

②安全活動

- ・ 4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）や K Y 活動、作業の見える化の実施
- ・ 加齢による平衡機能、筋力などの身体の機能低下など、作業者の年齢や身体的特徴に応じた環境作りを心がける

③作業管理面の対策

- ・ 時間に余裕を持って行動する、滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行する、足元が見えにくい状態で作業しないなどの意識化を徹底
 - ⇒ K Y 活動や安全教育が重要となる
- ・ 床の滑りやすさと靴の耐滑性を考慮し、作業者の靴を検討、指定する。
- ・ 歩き方も転倒予防の要素であるため、つま先を持ち上げて歩く習慣をつけるよう、周知や教育を行う。

2.実施すべき労働安全衛生活動

(5) ご案内

・厚生労働省のHPでは、安衛法や安全衛生に関するリーフレットを多数掲載しており、「**職場のあんぜんサイト**」では、災害事例や各種労働災害の対策を多数掲載している。労働者向けの安全衛生教育のネタにぜひ活用されたい。

The screenshot shows the homepage of the '職場のあんぜんサイト' (Workplace Safety Site). At the top, it features the logos of the Ministry of Health, Labour and Welfare and the National Institute of Occupational Safety and Health (NIOSH). Below the logos, there are navigation links for 'お問い合わせ' (Contact Us) and 'サイトマップ' (Site Map). The main heading is '職場の安全を応援する情報発信サイト / 職場のあんぜんサイト' with a 'HOME' button. A search bar with the text '検索' (Search) is present. Below the search bar, there are four main menu items, each with a dropdown arrow: '労働災害統計' (Occupational Disaster Statistics), '労働災害事例' (Occupational Disaster Cases), '各種教材・ツール' (Various Educational Materials and Tools), and '化学物質' (Chemical Substances). At the bottom, there is a link for '各種教材・ツール (日本語)' (Various Educational Materials and Tools (Japanese)).

The screenshot shows a sidebar menu with five items, each with an icon and a right-pointing arrow:

- 令和6年度全国安全週間 「危険に気付くあなたの目そして摘み取る危険の芽」 みんなで築く職場の安全
- 事業者の方へ 補助金について
- 転倒災害防止対策の推進について
- 安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- 安全衛生優良企業公表制度

ご安全に！

ご清聴ありがとうございました。